

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の供用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の供用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の供用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の供用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の供用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の供用

2. 解体工事に要する費用
（受注者の見積金額）円
（注）解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化をするための施設の名称及び所在地別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用円
（受注者の見積金額）

別 紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）